

○財務省告示第百五十三号

行政機関等の保有する個人情報 の適正かつ効果的な活用による新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資するための関係法律の整備に関する法律（平成二十八年法律第五十一号）の施行に伴い、財務省の保有する個人情報 の保護に係る権限又は事務を委任する件（平成十七年財務省告示第百四号）の一部を次のように改正する。

平成二十九年五月三十日

財務大臣 麻生 太郎

次の表により、改正後欄に掲げる傍線の付した部分を加える。

改正後	改正前
<p>一 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員 の官職</p> <p>財務大臣の所掌に係る法第二章から第四章の 二まで（法第十条及び法第四章第四節を除 く。）に定める権限又は事務のうち、次表上 欄に掲げる機関の所掌に係るものについて</p>	<p>一 委任する権限又は事務及び委任を受ける職員 の官職</p> <p>財務大臣の所掌に係る法第二章から第四章ま で（法第十条及び法第四章第四節を除く。） に定める権限又は事務のうち、次表上欄に掲 げる機関の所掌に係るものについては、同表</p>

は、同表下欄に掲げる職員に委任すること。

財務局 (財務支局を含む。)	財務局長 (財務支局にあつては、財務支局長)
税関	税関長
沖縄地区税関	沖縄地区税関長

下欄に掲げる職員に委任すること。

財務局 (財務支局を含む。)	財務局長 (財務支局にあつては、財務支局長)
税関	税関長
沖縄地区税関	沖縄地区税関長

附 則

この告示は、平成二十九年五月三十日から施行する。